

## 競技審判に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラダンススポーツ協会 (Japan Para Dance Sport Association) 以下 (「JPDSA」という。) が、日本国内におけるパラダンススポーツ競技の統括団体として、国内競技審判に関する規程を定める。

(基準とする審判規程)

第2条 JPDSA は、JPDSA が主催する競技会を行う場合には、IPC World Para Dance Sport (以下「WPDS」という。) が定めている「World Para Dance Sport Rules and Regulations March 2018」に準ずる。

(JPDSA 主催国内競技会の審判基準)

第3条 JPDSA は、前条第2条に準じた、競技会の運営と審判を行う。

(JPDSA 認定、共催競技会、後援競技会の審判基準)

第4条 ① JPDSA 認定、共催競技会は、基本的に、第2条に準ずる。  
② 選手選抜競技会は必ず第2条に準ずる。  
③ JPDSA 後援競技会においては、当該競技会主催者と審判基準を協議する。  
尚、選抜競技会とならない場合は第2条を前提としない。

(変更・改定について)

第5条 今後、WPDS 国際基準の変更ある場合、その変更に従い、国内競技においても順次、変更・改定を行うものである。

附則

- 1 本規程は、令和3年 7月 1日から施行する
- 2 「World Para Dance Sport Rules and Regulations March 2018」英文を、第2条の基準規程とする。